甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和4年2月28日提出

## 甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例(昭和34年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第13条の2」の次に「及び第13条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「63万円」を「65万円」に改める。

第13条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第13条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月 31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当 該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は 第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、 それぞれ、10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切 り上げた額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除 く。)。

- 2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の5の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第13条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
  - (1) 第14条又は第14条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、 当該保険料額に第13条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項 各号アに掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。)を控除して得た額
  - (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。)
- 5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5又は第14条の5の8」と、第5項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

第14条の5中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の5の2中「第13条の2」の次に「及び第13条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の5の10中「19万円」を「20万円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の 年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従 前の例による。

## 提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を減額するとともに、保険料の賦課限度額の引上げを行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。